

乳用牛の実査結果 (2月1日現在)

町内の乳用牛は 5,520 頭

	21年	20年	前年対比
飼育戸数	59戸	60戸	1戸減
飼育頭数	5,520頭	5,018頭	502頭増
1戸当たり飼育頭数	93.6頭	83.6頭	10.0頭増

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので注意してください。

北海道環境保全条例に基づく1万㎡(1ha)以上の開発行為については、網走支庁環境生活課に届け出をすることになっています。

届け出などを必要とするもの		
項目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・貸借したり他の用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為	農振法	農林商工課
森林を伐採したり他の用途に転用	森林法	農林商工課

定額給付金の申請お忘れでないですか

定額給付金の申請書は、3月10日に町内全世帯に郵送しています。申請をお忘れの方は、役場2階の企画財政課窓口で申請してください。

詳しくは、申請書に同封したパンフレットをご覧ください。詳しくは、申請書に同封したパンフレットをご覧ください。

企画財政課 (☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)
総務課 (☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)

定額給付金に関連した振り込め詐欺に注意

定額給付金支給に便乗し、役場職員を名乗りお金を振り込ませる詐欺が各地で起きています。

次のことなどに注意し、不審な電話がかかってきたときは、迷わず駐在所 (☎ 47-2410) または北見警察署 (☎ 24-0110) にご連絡ください。

- 電話で世帯構成などの個人情報や銀行の口座番号を問い合わせることはありません
- 携帯電話を使いATMの操作をお願いすることはありません
- 定額給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることはありません

子どもたちを交通事故から守りましょう

4月6日から「春の全国交通安全運動」

4月6日(月)から15日(水)までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。

この期間は、新入学児童や園児の交通事故を防止するため、関係機関による各種運動が展開されます。

ドライバーは、子どもを見かけたら徐行するなど思いやりのある運転に心がけ、周りの大人は、交通マナーの手本を示してあげましょう。

■運動の重点目標

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
- スピードの出し過ぎ防止
- 飲酒運転の根絶
- 自転車の交通事故防止

町交通安全推進委員会

交通災害共済事業が終了します

網走支庁管内交通災害共済組合は、平成21年度末で事業を終了することとなり、21年度の会員の募集は行わないこととなりました。

20年度に加入された方は、20年度中に発生した事故について、21年度に入っても見舞金を請求することができますが、見舞金の請求期限は事故の日から1年以内です。ご注意ください。

詳しくは、役場総務課交通防災係 (☎ 47-2112) までお問い合わせください。

春の火災予防運動

4月20日(月)～30日(木)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい季節です。

この期間の火災を予防するため、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。運動初日の20日には、消防団による火災予防パレードが実施されます。

野火にも注意しましょう！

例年、この時季に野火が多く発生します。ちょっとした不注意から大きな火災になります。たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。

営農のため田畑の枯草焼きを行うときは、事前に消防署訓子府支署に届け出をしましょう。消火の準備を行い、その場から絶対離れない

ようにし、火災にならないように注意するほか、煙による交通の妨げにも注意しましょう。

火災予防七つのチェックポイント

- ・寝たばこは、絶対にやめる
- ・家の周りに燃えやすいものを置かない
- ・天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
- ・子どもたちには、マッチやライターで遊ばせない
- ・寝具、衣類およびカーテンなどは、できるだけ防災品を使用する
- ・ストーブには、燃えやすい物を近づけない
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

○実施期間 4月1日(水)～20日(月)

危険物取扱者と消防設備士の試験

- とき 6月7日(日)
- ところ 北見市
- 種類 両試験共全種類
- 受付期間 4月20日(月)～4月30日(木)

危険物取扱者試験の準備講習会

- とき 5月21日(木)・22日(金)
- ところ オホーツク木のプラザ

○問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

○ **建築確認申請が必要な地域**

- ① 西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
- ② 東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域

○ **建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物**

- ① 倉庫、車庫などで100㎡以上
- ② 木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
- ③ 木造以外で2階建て以上

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発行為を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

- ◆ **開発行為とは**
 - ① 土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
 - ② 特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形状の変更
- これらの要件に当てはまる事業を行う場合は、事前に建設課管理係へご相談ください。

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。

この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- **届け出対象工事**
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- **届け出の時期・届け出先**
工事着手の7日前までに建設課建築係まで

建設課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)